

給付金・融資制度に関すること

特別定額給付金

令和2年4月27日において住民基本台帳に記録されている者1人につき10万円が支給される制度です。



明和町 まちづくり戦略課

0596-52-7112

子育て世帯への臨時特別給付金

児童手当を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対して、対象児童1人当たり1万円が給付される制度です。



明和町 住民ほけん課

0596-52-7116

住居確保給付金

離職等により住居を失った方、または失う恐れが高い方への給付。就職に向けた活動をすることなどを要件に、一定期間、家賃相当額を支給。



明和町社会福祉協議会

0596-52-7056

生活福祉資金貸付制度

無利子・連帯保証人不要、据置期間：1年以内
●緊急小口資金(休業した人向け)※上限最大20万円
●総合支援資金(失業した人向け)※上限最大20万円

その他の給付金等に関すること

傷病手当金

健康保険等の被保険者が、業務災害以外の理由による病気やケガの療養のため仕事を休んだ場合に、所得保障を行う制度です。



加入している健康保険等の
保険者へお問合せください

休業手当

会社の都合で労働者を休業させた場合、会社は休業期間中に休業手当（平均賃金の6割以上）を支払う必要があります。



松阪総合労働相談コーナー

0598-51-0015

明和町新型コロナウイルス感染症対策本部

三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 TEL : 0596-52-7110 / FAX : 0596-52-7133



ホームページ

体調管理に関すること

体調不良の場合の相談

まずは、かかりつけ医へ電話で相談してください。

次の場合は右記へご相談ください。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある場合
- ・高齢者や基礎疾患のある方で比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続く場合



三重県 帰国者・接触者相談センター

※時間帯によって連絡先が異なりますのでご注意ください。

- 9時から21時まで
0598-50-0518（松阪保健所）
- 21時から翌9時まで
059-229-1199（三重県救急医療情報センター）

労働・生活に関すること

労働に関する相談

休業等の取扱い、職場ハラスメントなど。



松阪総合労働相談コーナー

0598-51-0015

消費生活相談

不審に思ったこと、トラブルや苦情など。



明和町 生活環境課

0596-52-7117

DV・児童虐待等相談窓口

配偶者などからDV（ドメスティックバイオレンス）の被害を受けた場合。



明和町 健康あゆみ課

0596-52-7115

生活保護の相談窓口

現に生活に困窮している方に、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、困窮の程度に応じて生活費、住居費等の必要な保護を実施します。



町税等の納付に関すること

町税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療制度保険料

申請により支払猶予が受けられる場合があります。



明和町 税務課

0596-52-7143

国民年金保険料

申請により免除が適用される場合があります。



松阪年金事務所

0598-51-5115

町営住宅使用料

家賃の支払が困難な方は猶予が受けられる場合があります。



明和町 生活環境課

0596-52-7117

水道料金・下水道使用料

お支払いが困難な方はご相談ください。



明和町 上下水道課

0596-52-7120